

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年11月16日

【会社名】 武田薬品工業株式会社

【英訳名】 Takeda Pharmaceutical Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO クリストフ ウェバー

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区道修町四丁目1番1号
(上記は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当なし

【事務連絡者氏名】 該当なし

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町二丁目1番1号
(武田薬品工業株式会社武田グローバル本社)

【電話番号】 東京(3278)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 グローバルファイナンス グループファイナンス&コントローリング
連結会計ヘッド 竹田 徳正

【縦覧に供する場所】 武田薬品工業株式会社武田グローバル本社
(東京都中央区日本橋本町二丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、2018年5月8日付で臨時報告書を提出し、また、2018年6月8日付及び2018年10月26日付で金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、ロンドン時間の2018年11月15日付でユーロ建無担保普通社債の発行条件を決定したことにより、当該臨時報告書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、同法第24条の5第5項及び同項により準用される同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

(3)当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

3【訂正内容】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

(訂正前)

ブリッジクレジット契約は2018年5月8日付プレスリリース「Shire社買収に係るブリッジローン契約の締結に関するお知らせ」に記載の通り借換えを予定していたところ、2018年6月8日付でのタームローンクレジット契約の締結により、ブリッジクレジット契約の総借入限度額は75億米国ドル分減少し、2018年10月26日付のショートタームローン契約の締結等により、ブリッジクレジット契約の総借入限度額は45億米国ドル分減少いたします。当該総借入限度額の減少が業績に与える影響は、確定次第お知らせいたします。また、タームローンクレジット契約については、2018年6月8日付で提出された臨時報告書を、ショートタームローン契約及び劣後特約付ローン契約については、本訂正報告書と同日付で提出された臨時報告書をご参照ください。

(訂正後)

ブリッジクレジット契約は2018年5月8日付プレスリリース「Shire社買収に係るブリッジローン契約の締結に関するお知らせ」に記載の通り借換えを予定していたところ、2018年6月8日付でのタームローンクレジット契約の締結により、ブリッジクレジット契約の総借入限度額は75億米国ドル分減少し、2018年10月26日付のショートタームローン契約の締結等により、ブリッジクレジット契約の総借入限度額は45億米国ドル分減少し、ロンドン時間の2018年11月15日付で発行条件を決定したユーロ建無担保普通社債の手取金の受領後、ブリッジクレジット契約の総借入限度額のうちユーロ建無担保普通社債の差引手取金額の85%に相当する金額（所定の方法により米国ドルに換算後）が強制的に減少いたします。当該総借入限度額の減少が業績に与える影響は、確定次第お知らせいたします。また、タームローンクレジット契約については、2018年6月8日付で提出された臨時報告書を、ショートタームローン契約及び劣後特約付ローン契約については、2018年10月26日付で提出された臨時報告書を、ユーロ建無担保普通社債の発行条件については、本訂正報告書と同日付で提出された臨時報告書をご参照ください。

以 上